



道路工事に使用する二次製品（側溝用）の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類: 設計・施工
通知日: 昭和59年12月1日

各土木事務所
改良事業担当係長 殿

事務連絡
昭和59年12月1日

道路課
改良係長

道路工事に使用する二次製品（側溝用）の取り扱いについて（通知）

道路改良工事等において使用しているボルト継用鉄筋コンクリートU型溝と、鉄筋コンクリートU型溝との使用区分に不明確さがありますから、下記のように取り扱って下さい。

記

- 1 車道から構造物までが1.5m以上の場合には鉄筋コンクリートU型溝を使用する。
※道路工事関係技術便覧（昭和59年3月）の車道及び路肩等の舗装幅員基準（P53）による。
車道から構造物までの幅員が1.5m以上の場合 ……に基づき
- 2 路肩の構造物が土羽の場合には側溝でなく水路工となるので、ボルト継コンクリートU型溝は使用しない。
- 3 水路用の二次製品は、鉄筋コンクリートU型、U字フリューム、ベンチフリュームを現場状況により使用区分しているが、最近、新製品が開発され、すでに実施している現場もあります。型式選定にあたっては、現地状況を十分調査のうえ決定してください。